

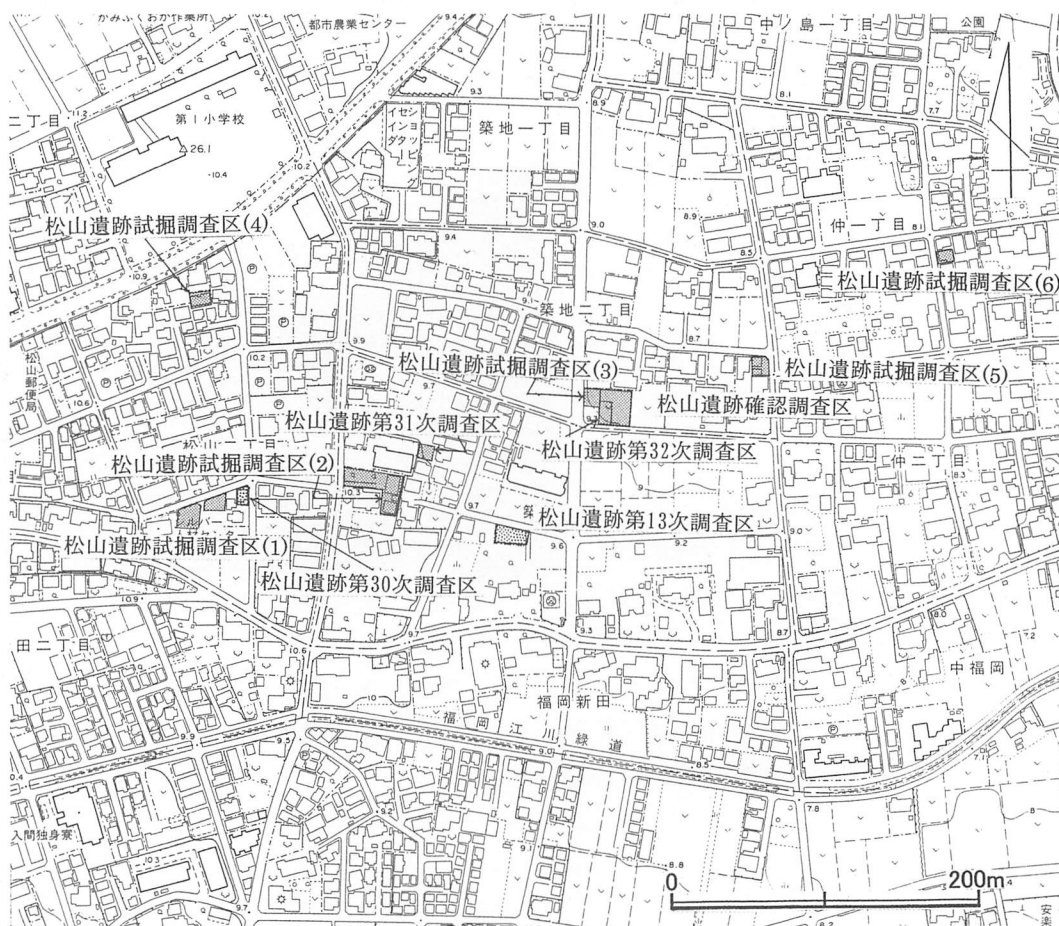
(前頁) 第10図 西遺跡試掘調査区全測図(1/400)

土地境界杭を基準に、西側土地境界線に沿って2mグリッドを図面上で定め、12月1日、現地で重機にて隣地境界線から平行に6m離して幅2mの第1トレンチを設定し、幅1.5mの第2トレンチを第1トレンチに平行に5.5m離して設定し、第3トレンチを第2トレンチに平行に3m離して設定した。重機にて第1トレンチから表土除去作業を行った。遺構確認面まで50cmほどであった。第1トレンチ



西遺跡試掘調査作業風景(南より)

の南端11m～13mの地点で幅3m、確認面から深さ70cmの断面逆台形の溝が確認された。第2、第3トレンチでも同じ溝の続きが確認された。溝の走る方向は、N-35°-Eで、覆土中からは縄文時代中期の土器片が微量確認された。平成8年実施の第2・3次調査及び平成13年の試掘調査で確認された溝1の続きであると推察される。そのほかには調査すべき遺構は確認されなかった。埋め戻しを開始して、2日に埋め戻し及び器材を撤収を完了した。



第11図 松山遺跡調査区位置図(1/5000)



第13図 松山遺跡試掘調査(2)区及び第31次調査区全測図(1/400)

VIII 松山遺跡第31次調査

所在地 築地3-1-69
 原因 個人住宅の建設
 調査面積 120m²
 調査期間 H17.6.9～23
 調査担当 柳沢健司
 調査補佐 藤牧守絵
 検出遺構 なし

松山遺跡第31次調査表土除去作業風景（東より）



概要 調査区は、標高10mの平坦地で、奈良時代の竪穴住居跡が確認された第3次調査区の南東40m、第13次調査区の西方70mの地点に当たる。

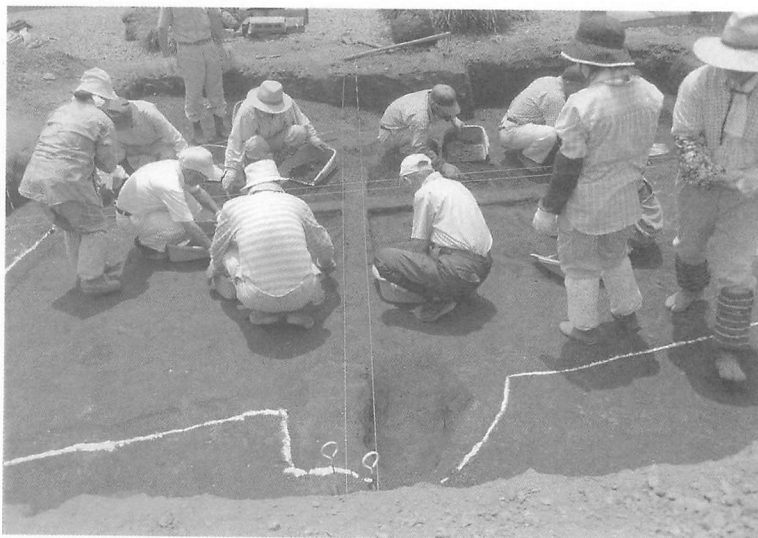
6月9日、南東土地境界杭を基点として南側土地境界線を基準に東から西へ向かって1～7区、南から北へA～E区を設定した。B、D区列の表土除去を開始した。

10日、B4区にて土師器、須恵器の細片と遺構の覆土と思われる暗褐色土を確認したので、北西方向へ拡張作業を開始した。13日、攪乱が激しく遺構プランが確認しにくかったが南東方向まで広がっていると予想されたのでA区列部分を南側へ拡張するように表土除去を行った。住居跡の所在がほぼ確実だったので、代理人と協議の上、発掘調査を行うことになった。

14日、まず、住居プランを確認し、写真撮影を行った。土層ベルトを設定し、覆土除

去作業を開始し、まず南側の壁を検出した。16日、住居プランはさらに西側に延びていると考えられたので第6区列部分を西側へ向かって拡張する作業を開始した。17日、北東部分の壁を検出した。北西部分の壁を検出するためにC-6区部分の表土を除去し、精査した。20日、カマドの煙道が伸びる可能性があったためD-5、D-6区部分の表土を一部除去し、発掘区を拡張した。北西の壁はかろうじて確認できたが、西側の壁は失われていた。周溝の検出作業を行った。B-4区、B-6区の位置に直径1m前後の土坑状の遺構がみられたので半裁して南半分を掘り下げた。

土坑状の遺構は、いずれも床面より深さ1m以上に及び柱穴であると判断された。21日、土層断面図を作成しつつ、柱穴の壁面、床面を検出しつつ、柱穴の土層断面図を作成した。住居跡の写真撮影を行い、平面図を作成した。22日、遺物上げを行うとともにカマドの調査を開始した。住居全体のレベリングを行った。23日、カマドの調査を行い、遺物の土師器長胴甕の写真撮影及び実測を行った。またカマドの土層断面図を作成し、カマドの焼土及び粘土の範囲を確認し、平面図を作成した。カマドの覆土をすべて除去しレベリング、写真撮影を行った。埋め戻しは、施主自身でおこないたいとの希望があ



松山遺跡第31次調査第30号住居跡調査風景（北より）



松山遺跡第31次調査第30号住居跡全景（南より）

ったので、器材を撤収し、調査を終了した。

◆第30号住居跡

南北3.6m、東西6m（推定）で、南北壁を斜辺とする平行四辺形のプランを呈する。周溝はほぼ全周すると考えられる。柱穴を2本持ち、東側は、床面より1m、西側は、1m20cmである。カマドを北側に設け、長胴甕がカマド入口方向へずり落ちている状態で確認された。北東壁のほぼ中央に地床炉と思われる焼土の散布がみられ、台付甕が体部下半と器台との接合部分が失われた状態で出土した。覆土中からは、土錘、南側の床面からは、須恵器長頸瓶の胴部破片が確認されている。焼土の量からこの住居が使用されたのは極めて短期間であったと推察される。

IX 松山遺跡の確認調査

所在地 築地2-5-3
原因 土地分譲
調査面積 567m²
調査期間 H17.8.30～9.13
調査担当 柳沢健司
調査補佐 藤牧守絵
検出遺構 竪穴住居跡2軒（奈良時代、平安時代）

概要 調査区は、標高9m前後の平坦地で、平成3年度に平安時代の竪穴住居跡2軒が確認された第10次調査区の南東50m、平成9年度に奈良時代の竪穴住居跡や掘立柱建物跡が確認された第22次調査区の北西80mの地点に当たる。

8月30日、南西土地境界杭を基点として南側土地境界線を基準に東から西へ向かってA～K区、南から北へ1～13区を設定した。第2、第4区列、B、D区列の表土除去を開始した。31日、第6区列から第12区列、F区列からJ区列まで一区おきに表土除去及びローム面精査を行った。B-4区で遺構プランと思われるものを確認し、J-12区にて土師器、須恵器の破片を確認した。B-4区の南側及び東側の拡張作業を開始した。

9月1日、D-3区まで表土を除去してカマドの残骸を確認した（第31号住居跡）。J-12区も東西方向のI、K区部分と南側の第11区列部分の表土を除去し、確認面を拡張して遺構プランの確認に努めた。J-12区は、攪乱が激しかったが、かろうじて遺構の所在およびプランを確認したので、2日、遺構の性格を確認するための調査を行った。新たな竪穴住居跡（第32号住居跡）と思われた。覆土を除去し土層断面図を作成



松山遺跡確認調査遺構プラン確認作業風景（南より）



松山遺跡確認調査遺構確認調査風景（東より）